令和２年

第４回市議会（定例会）

議案１

（議第７８号～議第９２号）

荒尾市

令和２年第４回荒尾市議会(定例会) 議案１ 目次

議案番号	件　　名	ページ
議第７８号	令和元年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第７９号	令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第８０号	令和元年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第８１号	令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第８２号	令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議第８３号	令和元年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第８４号	令和元年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	13
議第８５号	令和元年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	15
議第８６号	専決処分について（令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号)）	17
議第８７号	専決処分について（令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号)）	41
議第８８号	荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	81
議第８９号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	85
議第９０号	荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	91
議第９１号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	95
議第９２号	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会の設置について	105

議第７８号

令和元年度荒尾市一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和元年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第７９号

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８０号

令和元年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８１号

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８２号

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８３号

令和元年度荒尾市水道事業会計決算の
認定及び剰余金の処分について

令和元年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８４号

令和元年度荒尾市下水道事業会計決算の
認定及び剰余金の処分について

令和元年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８５号

令和元年度荒尾市病院事業会計決算の
認定について

令和元年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

議第８６号

専決処分について

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

専決第７号

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号）
の専決処分について

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和２年７月１０日専決

荒尾市長　浅田敏彦

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号）

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１８０，５３０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２９，８５７，１１７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		10,398,470	306,744	10,705,214
	2 国庫補助金	6,378,215	306,744	6,684,959
19 繰 入 金		1,437,927	△126,214	1,311,713
	2 基金繰入金	1,437,927	△126,214	1,311,713
歳 入 合 計		29,676,587	180,530	29,857,117

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総 務 費		7,791,707	1,220	7,792,927
	1 総務管理費	7,201,373	1,220	7,202,593
3 民 生 費		11,328,987	75,778	11,404,765
	2 児童福祉費	4,307,335	75,778	4,383,113
4 衛 生 費		2,554,057	13,332	2,567,389
	1 保健衛生費	566,764	13,332	580,096
7 商 工 費		544,060	73,200	617,260
	1 商 工 費	544,060	73,200	617,260
10 教 育 費		1,893,319	17,000	1,910,319
	2 小学校費	609,063	12,500	621,563
	3 中学校費	183,189	4,500	187,689
歳　出　合　計		29,676,587	180,530	29,857,117

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	10,398,470	306,744	10,705,214
19　繰 入 金	1,437,927	△126,214	1,311,713
歳　入　合　計	29,676,587	180,530	29,857,117

(歳　出)

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	7,791,707	1,220	7,792,927
3　民 生 費	11,328,987	75,778	11,404,765
4　衛 生 費	2,554,057	13,332	2,567,389
7　商 工 費	544,060	73,200	617,260
10　教 育 費	1,893,319	17,000	1,910,319
歳　出　合　計	29,676,587	180,530	29,857,117

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				1,220
75,778				
				13,332
				73,200
8,500				8,500
84,278				96,252

２　歳　入

（款）　15　国庫支出金
（項）　2　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15	国庫支出金			10,398,470	306,744	10,705,214
	2	国庫補助金		6,378,215	306,744	6,684,959
		1	総務費国庫補助金	5,581,858	222,466	5,804,324
		2	民生費国庫補助金	188,198	75,778	263,976
		9	教育費国庫補助金	75,634	8,500	84,134
19	繰　入　金			1,437,927	△126,214	1,311,713
	2	基金繰入金		1,437,927	△126,214	1,311,713
		1	基金繰入金	1,437,927	△126,214	1,311,713

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 総務費国庫補助金	222,466	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
17 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費国庫補助金	75,778	1 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費国庫補助金
1 教育総務費国庫補助金	8,500	1 学校保健特別対策事業費国庫補助金
1 基金繰入金	△126,214	1 財政調整基金繰入金

3　歳　出

（款）　　2　総 務 費
（項）　　1　総務管理費

款　項　目				補正前の額	補正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2	総 務 費			7,791,707	1,220	7,792,927		1,220
	1	総務管理費		7,201,373	1,220	7,202,593		1,220
		7	企 画 費	796,058	1,220	797,278		1,220

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1,220	1 荒尾市タクシー事業者感染症対策事業費 1,220 補助金 (1,220) 荒尾市タクシー事業者感染症対策事業補助金 (1,220)

（款）　　3　民 生 費
（項）　　2　児童福祉費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3	民 生 費			11,328,987	75,778	11,404,765	75,778	
	2	児童福祉費		4,307,335	75,778	4,383,113	75,778	
		1	児童福祉総務費	979,077	75,778	1,054,855	国庫支出金 75,778	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　　明
区　　分	金　　額	
3 職員手当等	500	1 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費　75,278 消耗品費　(200)
10 需　用　費	200	郵便料　(300) 手数料　(154)
11 役　務　費	454	その他委託料　(484) 児童扶養手当システム改修委託料　(484)
12 委　託　料	484	備品購入費　(200) 交付金　(73,940)
17 備品購入費	200	ひとり親世帯臨時特別給付金　(73,940) 2 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費（時間外手当）　500
18 負担金、補助及び交付金	73,940	時間外手当　(500)

（款）　　4　衛 生 費
（項）　　1　保健衛生費

款　項　目			補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	衛 生 費		2,554,057	13,332	2,567,389		13,332
	1	保健衛生費	566,764	13,332	580,096		13,332
		1　保健衛生総務費	155,505	13,332	168,837		13,332

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　明	
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	10,932	1 保健総務費	13,332
		消耗品費	(10,932)
17 備品購入費	2,400	備品購入費	(2,400)

（款）　7　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款　項　目			補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7	商 工 費		544,060	73,200	617,260		73,200
	1	商 工 費	544,060	73,200	617,260		73,200
		2 商工振興費	298,188	73,200	371,388		73,200

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
18 負担金、補助及び交付金	73,200	1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）　73,200 補助金　(73,200) 荒尾市事業者感染症対策事業補助金　(73,200)

（款）　10　教 育 費
（項）　2　小学校費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10	教 育 費			1,893,319	17,000	1,910,319	8,500	8,500
	2	小学校費		609,063	12,500	621,563	6,250	6,250
		1	小学校管理費	402,648	12,500	415,148	国庫支出金 6,250	6,250

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　明	
区　分	金　額		
10 需　用　費	5,372	1 学校保健特別対策事業費（小学校）	12,500
		消耗品費	(5,207)
11 役　務　費	540	学年学級費	(165)
		郵便料	(10)
12 委　託　料	432	通信運搬費	(500)
		手数料	(30)
17 備品購入費	6,156	その他委託料	(432)
		児童輸送委託料	(432)
		備品購入費	(4,975)
		教材備品費	(1,181)

（款）　　10　教 育 費
（項）　　3　中学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	中学校費	183,189	4,500	187,689	2,250	2,250
		1 中学校管理費	91,421	4,500	95,921	国庫支出金 2,250	2,250

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　　　明	
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	775	1 学校保健特別対策事業費（中学校）	4,500
		消耗品費	(775)
11 役　務　費	105	郵便料	(105)
		備品購入費	(3,620)
17 備品購入費	3,620		

給　与　費　明　細　書

一 般 職

総 括　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正前の額	353 （ 278 ）	314,643	1,220,591	771,320	2,306,554	450,254	2,756,808	
補正額	（ ）			500	500		500	
計	353 （ 278 ）	314,643	1,220,591	771,820	2,307,054	450,254	2,757,308	

（ ）内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	39,414	1,613	22,447	17,391	360	2,182	81,540
	補正額							500
	計	39,414	1,613	22,447	17,391	360	2,182	82,040
	区　分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
	補正前の額	1,353	60	84	17,598	518,386	24,370	44,522
	補正額							
	計	1,353	60	84	17,598	518,386	24,370	44,522

議第８７号

専決処分について

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

専決第１０号

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号）の専決処分について

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和２年８月１４日専決

荒尾市長　浅田敏彦

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号）

令和２年度荒尾市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４７６，７７１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，３３３，８８８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

第　1　表　　歳入歳出予算補正

１　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13 分担金及び負担金		150,221	12,600	162,821
	1 分 担 金	0	12,600	12,600
15 国庫支出金		10,705,214	148,101	10,853,315
	1 国庫負担金	4,009,544	83,938	4,093,482
	2 国庫補助金	6,684,959	64,163	6,749,122
16 県支出金		1,962,864	106,120	2,068,984
	1 県負担金	1,453,918	76,160	1,530,078
	2 県補助金	402,325	29,960	432,285
19 繰 入 金		1,311,713	115,150	1,426,863
	2 基金繰入金	1,311,713	115,150	1,426,863
22 市　　債		1,947,400	94,800	2,042,200
	1 市　　債	1,947,400	94,800	2,042,200
歳　入　合　計		29,857,117	476,771	30,333,888

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総 務 費		7,792,927	3,313	7,796,240
	1 総務管理費	7,202,593	3,313	7,205,906
3 民 生 費		11,404,765	185,035	11,589,800
	1 社会福祉費	5,276,528	18,142	5,294,670
	2 児童福祉費	4,383,113	48,233	4,431,346
	4 災害救助費	4	118,660	118,664
4 衛 生 費		2,567,389	74,721	2,642,110
	2 清 掃 費	1,286,078	74,721	1,360,799
6 農林水産業費		371,665	△2,931	368,734
	1 農 業 費	252,145	△2,931	249,214
8 土 木 費		2,167,451	2,561	2,170,012
	2 道路橋梁費	495,398	△7,439	487,959
	6 住 宅 費	361,542	10,000	371,542
9 消 防 費		1,156,475	7,046	1,163,521
	1 消 防 費	1,156,475	7,046	1,163,521
11 災害復旧費		8,758	207,026	215,784
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	49,243	50,243
	2 土木施設災害復旧費	7,758	157,783	165,541
歳　出　合　計		29,857,117	476,771	30,333,888

第　２　表　　債 務 負 担 行 為 補 正

１　追　加

事　　　　　項	期　間	限度額（千円）
清里保育園携帯電話利用料	令和３年度 ～ 令和５年度	115

第　3　表　　地　方　債　補　正

1　追　　加

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
災害援護資金貸付	千円 42,500	証書借入 又は 証券発行	年４．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。
災害復旧	52,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	150,221	12,600	162,821
15 国庫支出金	10,705,214	148,101	10,853,315
16 県支出金	1,962,864	106,120	2,068,984
19 繰 入 金	1,311,713	115,150	1,426,863
22 市 債	1,947,400	94,800	2,042,200
歳 入 合 計	29,857,117	476,771	30,333,888

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	7, 792, 927	3, 313	7, 796, 240
3　民 生 費	11, 404, 765	185, 035	11, 589, 800
4　衛 生 費	2, 567, 389	74, 721	2, 642, 110
6　農林水産業費	371, 665	△2, 931	368, 734
8　土 木 費	2, 167, 451	2, 561	2, 170, 012
9　消 防 費	1, 156, 475	7, 046	1, 163, 521
11　災害復旧費	8, 758	207, 026	215, 784
歳　出　合　計	29, 857, 117	476, 771	30, 333, 888

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				3,313
17,683	106,120	42,500		18,732
30,730				43,991
				△2,931
				2,561
				7,046
99,688		52,300	12,600	42,438
148,101	106,120	94,800	12,600	115,150

２　歳　入

（款）　13　分担金及び負担金
（項）　1　分 担 金

款　項　目			補正前の額	補　正　額	計
13	分担金及び負担金		150,221	12,600	162,821
	1	分 担 金	0	12,600	12,600
		3 災害復旧費分担金	0	12,600	12,600
15	国庫支出金		10,705,214	148,101	10,853,315
	1	国庫負担金	4,009,544	83,938	4,093,482
		4 災害復旧費国庫負担金	0	83,938	83,938
	2	国庫補助金	6,684,959	64,163	6,749,122
		2 民生費国庫補助金	263,976	17,683	281,659
		3 衛生費国庫補助金	9,280	30,730	40,010
		5 農林水産業費国庫補助金	8,000	15,750	23,750
16	県支出金		1,962,864	106,120	2,068,984
	1	県負担金	1,453,918	76,160	1,530,078
		1 民生費県負担金	1,447,022	76,160	1,523,182
	2	県補助金	402,325	29,960	432,285
		2 民生費県補助金	281,872	29,960	311,832
19	繰 入 金		1,311,713	115,150	1,426,863
	2	基金繰入金	1,311,713	115,150	1,426,863
		1 基金繰入金	1,311,713	115,150	1,426,863
22	市　　債		1,947,400	94,800	2,042,200
	1	市　　債	1,947,400	94,800	2,042,200
		2 民 生 債	300	42,500	42,800
		10 災害復旧債	0	52,300	52,300

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1 農林水産施設災害復旧費分担金	12,600	1 農林水産施設災害復旧費分担金	
1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	83,938	1 現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金	
4 児童福祉費国庫補助金	17,683	1 子育て支援交付金	
2 清掃費国庫補助金	30,730	1 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金	
1 農業費国庫補助金	15,750	1 農地・農業用施設災害復旧事業費国庫補助金	
22 災害救助費県負担金	76,160	1 災害救助費県負担金	
4 児童福祉費県補助金	15,650	1 子ども・子育て支援整備県交付金	500
		2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	15,150
10 ひとり親世帯への生活支援給付金事業費県補助金	14,310	1 ひとり親世帯への生活支援給付金事業費県補助金	13,700
		2 ひとり親世帯への生活支援給付金事務費県補助金	610
1 基金繰入金	115,150	1 財政調整基金繰入金	
2 災害援護資金貸付金	42,500	1 災害援護資金貸付金	
1 災害復旧債	52,300	1 農林災害復旧債	4,200
		2 土木災害復旧債	48,100

3　歳　出

（款）　　2　総 務 費
（項）　　1　総務管理費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2	総 務 費			7,792,927	3,313	7,796,240		3,313
	1	総務管理費		7,202,593	3,313	7,205,906		3,313
		9	文化振興費	175,617	3,313	178,930		3,313

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　明	
区　分	金　額		
10 需　用　費	95	1 荒尾総合文化センター管理費	3,313
		消耗品費	(95)
17 備品購入費	3,218	備品購入費	(3,218)

（款）　　3　民 生 費
（項）　　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3	民 生 費			11,404,765	185,035	11,589,800	166,303	18,732
	1	社会福祉費		5,276,528	18,142	5,294,670		18,142
		1	社会福祉総務費	1,837,250	18,142	1,855,392		18,142

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	10,642	1 社会福祉総務費	1,142
		各種負担金	(1,142)
		災害ボランティアセンター運営負担金	(1,142)
		2 法外援護費	12,000
19 扶　助　費	7,500	交付金	(4,500)
		被災者支援特別給付金	(4,500)
		扶助費	(7,500)
		3 移動手段確保支援事業費	5,000
		交付金	(5,000)
		移動手段確保支援金	(5,000)

（款）　　3　民 生 費
（項）　　2　児童福祉費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	2	児童福祉費		4,383,113	48,233	4,431,346	47,643	590
		1	児童福祉総務費	1,054,855	47,433	1,102,288	国庫支出金 17,623 県支出金 29,310	500
		5	清里保育園費	122,222	650	122,872	国庫支出金 60 県支出金 500	90
		7	児童センター費	9,112	150	9,262	県支出金 150	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	2,073	1 乳児家庭全戸訪問事業費 172 消耗品費 (172)
11 役務費	300	2 ひとり親世帯への生活支援給付金事業費 14,310 消耗品費 (200)
12 委託料	110	郵便料 (200) 手数料 (100)
17 備品購入費	2,105	その他委託料 (110) ひとり親世帯への生活支援給付金システム改修委託料 (110)
18 負担金、補助及び交付金	42,845	交付金 (13,700) ひとり親世帯への生活支援給付金 (13,700) 3 新型コロナウイルス感染症対策事業費 32,951 消耗品費 (1,701) 備品購入費 (2,105) 補助金 (29,145) 保育環境改善等事業補助金 (3,645) 子ども・子育て支援交付金事業補助金（新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業） (11,500) 子ども・子育て支援交付金事業補助金（相談支援体制強化事業） (1,500) 緊急包括支援交付金事業補助金 (12,500)
10 需用費	280	1 清里保育園管理費 650 消耗品費 (280)
11 役務費	90	電話料 (90) 備品購入費 (280)
17 備品購入費	280	
10 需用費	18	1 児童センター運営費 150 消耗品費 (18)
17 備品購入費	132	備品購入費 (132)

（款）　　3　民 生 費
（項）　　4　災害救助費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4	災害救助費		4	118,660	118,664	118,660	
		1	災害救助費	4	118,660	118,664	県支出金 76,160 地方債 42,500	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	76,160	1 災害救助費	118,660
		修繕費	(76,160)
20 貸付金	42,500	貸付金	(42,500)

（款）　　4　衛 生 費
（項）　　2　清 掃 費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4	衛 生 費			2,567,389	74,721	2,642,110	30,730	43,991
	2	清 掃 費		1,286,078	74,721	1,360,799	30,730	43,991
		2	塵芥処理費	922,790	74,721	997,511	国庫支出金 30,730	43,991

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	3,013	1 塵芥処理費 4,473
		非常勤職員報酬 (3,013)
3 職員手当等	10,248	手数料 (1,460)
		2 被災家屋等解体撤去事業費 60,000
11 役務費	1,460	その他委託料 (60,000)
		被災家屋等解体撤去業務委託料 (60,000)
12 委託料	60,000	3 塵芥処理費（人件費） 10,248
		時間外手当 (10,248)

（款）　　6　農林水産業費
（項）　　1　農 業 費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6	農林水産業費			371,665	△2,931	368,734		△2,931
	1	農 業 費		252,145	△2,931	249,214		△2,931
		7	耕 地 費	78,154	△2,931	75,223		△2,931

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　　明
区　　分	金　　額	
2 給　　　料	△1,730	1 耕地費（人件費）　△2,931
		一般職給　(△1,730)
3 職員手当等	△665	扶養手当　(△104)
		通勤手当　(△57)
4 共　済　費	△536	期末勤勉手当　(△504)
		共済組合負担金　(△536)

（款）　8　土 木 費
（項）　2　道路橋梁費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8	土 木 費			2,167,451	2,561	2,170,012		2,561
	2	道路橋梁費		495,398	△7,439	487,959		△7,439
		2	道路維持費	147,287	△7,439	139,848		△7,439

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　　　　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　　料	△4,639	1 道路維持費（人件費）	△7,439
		一般職給	(△4,639)
3 職員手当等	△1,447	扶養手当	(△52)
		通勤手当	(△16)
4 共　済　費	△1,353	期末勤勉手当	(△1,379)
		共済組合負担金	(△1,353)

(款)　　8　土 木 費
(項)　　6　住 宅 費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	6	住 宅 費		361,542	10,000	371,542		10,000
		1	住宅管理費	361,542	10,000	371,542		10,000

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　　　明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	10,000	1 住宅施設改修費 補助金 豪雨災害に係るエアコン設置補助金	10,000 (10,000) (10,000)

（款）　　9　消 防 費
（項）　　1　消 防 費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9	消 防 費			1,156,475	7,046	1,163,521		7,046
	1	消 防 費		1,156,475	7,046	1,163,521		7,046
		2	非常備消防費	73,040	326	73,366		326
		4	水 防 費	490	830	1,320		830
		5	災害対策費	458,242	5,890	464,132		5,890

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　明
区　分	金　額	
3 職員手当等	326	1 消防団員費（人件費） 326 時間外手当 (326)
3 職員手当等	830	1 水防費（土木課人件費） 830 時間外手当 (830)
3 職員手当等	5,890	1 災害対策費（災害対応分） 5,890 時間外手当 (5,890)

（款）　　11　災害復旧費
（項）　　1　農林水産施設災害復旧費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
11	災害復旧費			8,758	207,026	215,784	164,588	42,438
	1	農林水産施設災害復旧費		1,000	49,243	50,243	32,550	16,693
		1	農業災害復旧費	1,000	49,243	50,243	国庫支出金 15,750 地方債 4,200 その他 12,600	16,693

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　明
区　分	金　額	
2 給　　料	1,730	1 現年農林水産災害復旧事業費　46,312 修繕費　(13,600) 工事施工に伴う委託料　(1,212) 工事請負費　(31,500)
3 職員手当等	665	2 農林水産災害復旧事業費（人件費）　2,931 一般職給　(1,730) 扶養手当　(104) 通勤手当　(57) 期末勤勉手当　(504) 共済組合負担金　(536)
4 共　済　費	536	
10 需　用　費	13,600	
12 委　託　料	1,212	
14 工事請負費	31,500	

（款）　　11　災害復旧費
（項）　　2　土木施設災害復旧費

款　項　目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	2	土木施設災害復旧費		7,758	157,783	165,541	132,038	25,745
		1	土木災害復旧費	7,758	157,783	165,541	国庫支出金 83,938 地方債 48,100	25,745

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　　　明	
区　分	金　額		
2 給　　料	4,639	1 現年公共土木災害復旧事業費	150,344
		修繕費	(17,300)
3 職員手当等	1,447	手数料	(4,800)
		工事施工に伴う委託料	(2,400)
4 共　済　費	1,353	工事請負費	(125,844)
		2 土木災害復旧事業費（人件費）	7,439
10 需　用　費	17,300	一般職給	(4,639)
		扶養手当	(52)
11 役　務　費	4,800	通勤手当	(16)
		期末勤勉手当	(1,379)
12 委　託　料	2,400	共済組合負担金	(1,353)
14 工事請負費	125,844		

給　与　費　明　細　書

一 般 職

総 括　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正前の額	353 （ 278 ）	314,643	1,220,591	771,820	2,307,054	450,254	2,757,308	
補正額	（ ）			20,307	20,307		20,307	
計	353 （ 278 ）	314,643	1,220,591	792,127	2,327,361	450,254	2,777,615	

（　）内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補正前の額	39,414	1,613	22,447	17,391	360	2,182	82,040
	補正額							17,877
	計	39,414	1,613	22,447	17,391	360	2,182	99,917
	区　分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
	補正前の額	1,353	60	84	17,598	518,386	24,370	44,522
	補正額	2,430						
	計	3,783	60	84	17,598	518,386	24,370	44,522

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当　該　年　度　中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,298,605	6,630,817	(358,000) 1,497,400	42,500	(358,000) 1,539,900
(1)土木	1,823,702	2,133,889	(214,500) 542,400		(214,500) 542,400
(2)教育	1,550,965	1,963,744	(110,900) 235,100		(110,900) 235,100
(3)公営住宅	1,069,487	1,013,812	98,100		98,100
(4)社会及び労働			300		300
(5)保健衛生	632,176	609,110	45,000		45,000
(6)その他	1,222,275	910,262	(32,600) 576,500	42,500	(32,600) 619,000
2. 災害復旧費	25,595	32,579		52,300	52,300
(1)土木	25,443	31,377		48,100	48,100
(2)農林水産	152	302		4,200	4,200
(3)その他		900			
3. 減税補填債	106,918	81,435			
4. 臨時財政対策債	8,391,478	8,224,151	450,000		450,000
合　　計	14,822,596	14,968,982	(358,000) 1,947,400	94,800	(358,000) 2,042,200

(注)　(　　)書は繰越明許費で外数

（単位：千円）

増　減　見　込　み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
769,665		769,665	(358,000) 7,358,552	42,500	(358,000) 7,401,052
170,431		170,431	(214,500) 2,505,858		(214,500) 2,505,858
137,619		137,619	(110,900) 2,061,225		(110,900) 2,061,225
129,057		129,057	982,855		982,855
			300		300
33,550		33,550	620,560		620,560
299,008		299,008	(32,600) 1,187,754	42,500	(32,600) 1,230,254
1,326		1,326	31,253	52,300	83,553
1,275		1,275	30,102	48,100	78,202
51		51	251	4,200	4,451
			900		900
21,607		21,607	59,828		59,828
688,031		688,031	7,986,120		7,986,120
1,480,629		1,480,629	(358,000) 15,435,753	94,800	(358,000) 15,530,553

議第８８号

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等
に関する条例の一部改正について

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等
に関する条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由
行政財産を貸し付ける場合に、普通財産と同様に無償貸付等ができるようにするとともに、普通財産の無償貸付等について所要の改正を行いたいからである。

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等
に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和３９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「他の」を「国、他の」に改める。

第７条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（準用）

第５条　前条の規定は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項から第４項までの規定により、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第８９号

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うものである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改める。

第７条第２項中「附則第７３条第１項」を「第７３条第１項」に改め、「含む」の次に「。第４０条第２項及び第４２条第４項第１号において同じ」を加える。

第１４条第１項中「第２７条第１項に規定する」を「第２７条第１項の」に改め、「この項、第１９条及び第３６条第３項において」を削る。

第２０条第７号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに」に改める。

第３５条第３項中「「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」」に改める。

第３６条第３項中「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」」に改める。

第３７条第１項中「小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項第１号」を「小規模保育事業Ｂ型をいう。同号」に改め、同条第２項中「を踏まえ」を「により」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「共済組合等の構成員」の次に「（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）」を加える。

第３９条第２項中「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改める。

第４０条第２項中「（同法附則第７３条第１項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第４２条第４項中「特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第１項第３号」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　市長が、児童福祉法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

⑵　特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第４２条第５項中「前項」の次に「（同項第２号に係る部分に限る。）」を加え、「二十人」を「２０人」に改め、同条第８項中「附則第５条」を「附則第５項」に改める。

第４６条第７号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに」に改める。

第５０条中「特定教育・保育に係る」を削り、「第２７条第１項に規定する」を「第２７条第１項の」に改め、「この項、第１９条及び第３６条第３項において同じ。）」及び「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第５０条において準用する次項及び第１９条において同じ。）に係る」を削り、「第２９条第１項に規定する」を「第２９条第１項の」に、「同じ。）」と、」を「」と、」に改め、「「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、」及び「「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、」を削る。

第５１条第３項中「除く。次条第３項において同じ」を「除く」に改め、「までを含む」の次に「。次条第３項において同じ」を加

え、「法第１９条第１項第１号又は第３号」を「同号又は同項第３号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第３号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加える。

第５２条第３項中「特定満３歳未満保育認定子ども」を「特定満３歳以上保育認定子ども」に改め、「限る。）」と」の次に「、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と」を、「及び満３歳以上保育認定子ども」の次に「（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第９０号

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正について

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成３３年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改め、「介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する」を削り、「第６条第１項」を「同条第１項」に改め、附則に次の１項を加える。

３　令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第６条第２項」とあるのは「令和３年３月３１日までに法第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第６条第１項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第６条第２項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月３１日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第２項にただし書を加える改正規定は、令和３年４月１日から施行する。

議第９１号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり大牟田市と締結するものとする。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

提案理由

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するに当たり、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例本則の規定により、議会の議決を必要とするからである。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成２５年３月２８日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と荒尾市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

１　福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
認知症施策の広域的推進	認知症高齢者等の行方不明者を早期に発見するため高齢者等ＳＯＳネットワークにおける協力体制づくりを進め、定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）において高齢者等が安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。	乙及び関係機関と連携して、高齢者等ＳＯＳネットワークの拡充を図り、高齢者等になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、取組の調整を図る。	甲と連携し、高齢者等ＳＯＳネットワークの拡充を図るとともに、乙の区域の関係機関との連携を図る。

２　教育・文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館の相互利用	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組む。また、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。	乙及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図るとともに、取組の調整を行う。	甲と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、乙の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図る。
圏域内の文	圏域内における文	文化事業に関する	文化事業に関する

化振興	化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。	情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。	情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。

3　産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
重要港湾三池港を活用した産業の振興	重要港湾である三池港の圏域内共有物流拠点としての整備や活用促進を図り、圏域経済の活性化及び産業の振興を推進する。	三池港港湾計画に基づく港湾整備を促進するために、事業主体である国や福岡県との連携を強化するとともに、地元関係者との調整を図る。また、三池港の利用を促進するために、マイポートみいけ利用促進協議会等へ参画し、定期航路の維持及び拡大を図るとともに、支援事業情報について、地場企業への情報発信を行う。さらに、乙に対し、三池港に関する各種情報を提供するとともに、圏域内の企業情報の共有化及び連携したポートセールスの展開により、港湾の活性化を図り産業の振興を推進する。	甲と協力し、圏域内の企業情報の共有化を図り、ポートセールスに協力する。また、甲が参画するマイポートみいけ利用促進協議会等で実施する支援事業情報について、地場企業への情報発信を行うとともに、企業育成を通じた産業の振興を推進する。
中小企業の振興	産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「有明工業高等専門学校」という。）との交流事	有明広域産業技術振興会を中心に、乙及び関係機関と連携して、圏域における産官と有明工業高等専門学校との交流事	有明広域産業技術振興会を中心に、甲及び関係機関と連携して、産学官の連携及び協力の推進を図り、圏域の中小企業

	業を実施し、圏域の産学官の連携及び協力の推進を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。さらに、民間人材を活用した圏域の振興を図るため、圏域における民間人材に対し、専門性の高い講座やセミナーの開催による新たな技術の取得の機会の提供などの取組を推進する。	業を実施し、産学官の連携及び協力の推進並びに調整を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展に取り組む。さらに、乙と連携して圏域全体の振興を図るため、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図るとともに、取組の調整を図る。	の振興及び発展に取り組むとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。さらに、甲が実施する講座の受講生やセミナーの参加者の募集を行うとともに、甲の取組を支援し、民間人材の育成を図る。
雇用の促進	圏域の企業の情報発信や関係機関との連携などにより、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。	乙及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。	甲及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。
鳥獣害防止対策	圏域内の農業被害を軽減し、山村の機能を保全するため、甲及び乙の慣例による地域における有害鳥獣対策を行うとともに、必要に応じて、圏域内における連携した鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策を総合的に進める。	関係住民等との連携を図り、乙と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、乙と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組むとともに、取組の調整を図る。	関係住民等との連携を図り、甲と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、甲と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組む。

4　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
環境保全活	環境意識の啓発に	乙と連携し、圏域	甲と連携し、圏域

動の推進	連携して取り組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、ＣＯ２の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。	住民や事業者への環境意識啓発などに取り組む。また、再生可能エネルギー等の利用に向けた啓発等に取り組む。	住民や事業者への環境意識啓発などに取り組む。また、再生可能エネルギー等の利用に向けた啓発等に取り組む。
可燃ごみ中間処理施設の管理運営	経済圏、生活圏を同じくする甲及び乙の区域内における可燃ごみの処理業務を共同で実施する。	規約に基づく負担割合により算定された、可燃ごみ中間処理施設の管理運営に必要な経費を負担する。	規約に基づく負担割合により算定された、可燃ごみ中間処理施設の管理運営に必要な経費を負担する。
安全な水の安定供給	将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、良好な水質を確保するとともに、施設の適正な整備・維持管理を行い、効率的な事業運営を図る。	浄水場の維持管理を適正に行うため、委託業務のモニタリングの強化、水道技術力の向上を図る。	浄水場の維持管理を適正に行うため、委託業務のモニタリングの強化、水道技術力の向上を図る。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

１　地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通の維持確保及び利用促進	圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等の公共交通ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。	乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者への運行支援を行うとともに、公共交通ネットワークの強化に関する取組の調整を図る。また、ＪＲ鹿児島本線の利便性の確	甲及び関係機関等と連携して、主要な鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、一般乗合旅客自動車運送事業者への運行支援を行う。また、ＪＲ鹿児島本線の利便性の確保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発

		保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行うとともに異なる事業者が運行する路線バスや鉄道、路線バスの乗り継ぎに関する情報発信を行う。	活動を行うとともに異なる事業者が運行する路線バスや鉄道、路線バスの乗り継ぎに関する情報発信を行う。

2　道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
道路整備の促進	圏域内の道路交通のネットワーク化を図るため、国、福岡県、熊本県等の関係機関と連携して、圏域に必要な道路網の整備に取り組む。	乙及び国、福岡県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内のアクセスの向上のための道路整備に取り組むほか、道路交通のネットワーク化を図るための調整を行う。	甲及び国、熊本県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内のアクセスの向上のための道路整備に取り組む。

3　圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域資源をいかした広域観光の振興	圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光プロモーションの実施により地域資源の魅力向上と交流人口の増加を促進する。	乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源を積極的に活用し、観光振興に資する事業や共同での情報発信を行う。また、観光プロモーション事業を行うとともに、取組の調整を図る。	甲と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源を積極的に活用し、観光振興に資する事業や共同での情報発信を行うとともに、観光プロモーション事業を行う。

4　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
安心・安全情報システムの運用	災害や犯罪に強い、安心で安全なまちづくりを推進するため、甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」について、相互に連携して安定的な運営を図る。	甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」を活用し、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに、乙と連携してシステムの安定的な運営を図る。	甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」を活用し、乙の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに、甲と連携してシステムの安定的な運営を図る。
コミュニティ放送を活用した地域情報の発信	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	乙と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。	甲と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。
危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図るなど、圏域内の危機管理体制の強化を図る。	圏域内における災害を想定した実務的な研修会や災害時の連携を図るための意見交換会について、企画及び運営を行う。また、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図る。	圏域内における災害を想定した実務的な研修会や災害時の連携を図るための意見交換会について、甲と協力して実施する。また、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図る。
業務効率化の推進	圏域内での情報交換等を実施し、ＩＣＴの活用等による業務効率化の推進を図る。	他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、圏域内で情報交換等を行い、ＩＣＴの活用等による業務効率化の推進を図る。	他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、ＩＣＴの活用等による業務効率化の推進を図る。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１

通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲）福岡県大牟田市有明町２丁目３番地
大牟田市
（代表者）

乙）熊本県荒尾市宮内出目３９０番地
荒尾市
（代表者）

議第９２号

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会
の設置について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２の２第１項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会を設置するものとする。

令和２年８月３１日提出

荒尾市長　浅田敏彦

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会
規約

別紙添付

提案理由

地方自治法第２５２条の２の２第１項の規定による協議会を設置するためには、同条第３項の規定により議会の議決を必要とするからである。

荒尾市・長洲町学校給食センター協議会規約

（協議会の設置）

第１条　荒尾市及び長洲町は、学校給食に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２５２条の２の２第１項の規定に基づき、協議会を設置する。

（協議会の名称）

第２条　この協議会は、荒尾市・長洲町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）という。

（協議会を設ける市町）

第３条　協議会は、荒尾市及び長洲町（以下「両市町」という。）が、これを設ける。

（協議会の担任する事務）

第４条　協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

⑴　学校給食施設の設置に関する事務

⑵　学校給食施設の管理に関する事務

⑶　学校給食の運営に関する事務

⑷　その他学校給食について必要な事務

（協議会の事務所）

第５条　協議会の事務所は、熊本県荒尾市内に置く。

（組織）

第６条　協議会は、会長及び委員３人をもってこれを組織する。

（会長）

第７条　会長は、両市町の長のうちから、両市町の長が協議して定めた市町の長をもってこれに充てる。

（委員）

第８条　委員は、両市町の長（会長となった者を除く。）及び教育長をもってこれに充てる。

（任期等）

第９条　会長及び委員の任期は、両市町の長及び教育長の任期によ

る。

２　会長及び委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第１０条　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

（職員）

第１１条　協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の両市町別の配分については、両市町の長が協議により、これを定める。

２　両市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。

３　会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

（職員の職務）

第１２条　会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

２　事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

３　事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

（事務処理のための組織）

第１３条　会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第１４条　会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第１５条　会議は、会長がこれを招集する。

２　委員２人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

３　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第１６条　会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（両市町の長の名においてする事務の管理及び執行）

第１７条　協議会がその担任する事務を両市町の長の名において管理し、及び執行する場合においては、両市町の協議により、協議会は、当該事務に関する一の市町の条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を両市町の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

２　前項の条例、規則等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ当該市町は、同項の一の市町以外の市町と協議しなければならない。

３　第１項の条例、規則等が制定され、又は改廃された場合においては、当該市町の長は、その旨を同項の一の市町以外の市町の長に通知するものとし、両市町の長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

（経費の支弁の方法）

第１８条　協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、両市町が負担する。

２　前項の規定により両市町が負担すべき額は、両市町の長が協議により決定する。この場合において、両市町の長は、あらかじめ協議会に、協議会が要する経費の見積りに関する書類の提出を求めるものとする。

３　両市町は、前項の規定による負担金を、毎四半期の始まる日から１５日以内に協議会に交付しなければならない。

（歳入歳出予算）

第１９条　協議会の歳入歳出予算は、前条第３項の規定により交付

される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とする。

（歳入歳出予算の調製等）

第２０条　会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

２　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

３　第１項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに両市町に送付しなければならない。

（予算の補正）

第２１条　両市町の長は、協議会に係る既定予算の補正更正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の補正更正すべき額を決定する。

２　協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を両市町の長に申し出るものとする。

３　前項の申出があったときは、両市町の長は、直ちに第１項の協議をしなければならない。

４　第１項の規定により両市町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前３条の規定の例により、これを行うものとする。この場合において、第１８条第２項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」と、同条第３項中「毎四半期の始まる日から１５日以内に」とあるのは「直ちに」と、前条第１項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

（出納及び現金の保管）

第２２条　協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金は、会長が会議を経て定める金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第２３条　会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

３　会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

（決算等）

第２４条　会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を作成し、会議の認定を経なければならない。

２　前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第２５条　協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、両市町が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

２　協議会は、前項の財産を管理する場合においては、両市町が協議して定める一の市町の当該管理に関する条例、規則等を両市町の当該管理に関する条例、規則等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合において、第１７条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前２項の規定にかかわらず、両市町の長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

（契約）

第２６条　協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、会議を経なければ、これを締結することができない。

（その他の財務に関する事項）

第２７条　この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（事務処理の状況の報告等）

第２８条　協議会は、毎会計年度少なくとも２回以上、協議会の管

理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を両市町の長に提出するものとする。

2　両市町の長が協議して定める市町の監査委員は、法に定める例により協議会の財務に関する事務の執行及び協議会の経営に係る事業の管理を監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を両市町の長に報告しなければならない。

（両市町の長の監視権）

第２９条　両市町の長は、必要があると認めるときは、協議会の管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納を検査することができる。

（費用弁償等）

第３０条　会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2　前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

（協議会解散の場合の措置）

第３１条　協議会が解散した場合においては、両市町がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2　前項の規定による決算は、事務を承継した両市町の長において、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

（協議会の規程）

第３２条　協議会は、その会議を経てこの規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2　前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに両市町の長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和２年１０月１日から施行する。

（予算に関する経過措置）

2　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第１８条第３項中「毎四半期の始まる日から１５日以内に」とあるのは「直ちに」と、第２０条第１項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。